

第4章 施策の展開

基本目標1 「ともに支え合う人づくり」

1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

■現状と課題

地域を支えていくためには、地域を知り、周囲とのつながりを持つことや地域活動等への参加が不可欠です。

地域福祉アンケート調査では、「福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである」と回答した人は62.2%、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである」と回答した人は14.4%となっており、76.6%の人が福祉課題解決には住民協力が必要との意識を持っています。

また、「民生委員・児童委員の役割を知らない」と回答した人は62.5%、「地区の社会福祉協議会の活動を知らない」と回答した人は86.2%となっており、地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員、地区の社会福祉協議会の認知は、広がっていません。

なお、地域活動やボランティアへの参加率（アンケートで「よく参加している」「ある程度参加している」と回答した割合）は36.0%、地域活動への参加意識（アンケートで「参加したいと思う」と回答した割合）は46.0%、令和元年度の市社会福祉協議会に登録しているボランティア数は1,979人となっています。

地域福祉活動への興味・関心を高めることや参加を阻害する要因を解消するなど、活動参加を促進し、地域福祉活動の担い手の確保・育成につなげていくことが重要です。

☆市民が取り組むこと☆

- ・地域に関心を持ち、問題があればどうしたらいいかを日頃から考えたり、近くの人と話し合ったりしましょう。
- ・福祉の人材育成、地域活動のリーダーの育成に努めましょう。
- ・コミュニティセンターなど地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事を行いましょう。
- ・積極的にボランティア活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- ・身近な人にボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- ・福祉に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- ・家族や友達など、身近な人と福祉について話し合いましょう。
- ・自分が暮らしている地域の諸問題に関心を持ち、自分ができることを地域社会に還元するようにしましょう。

地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援

■市が取り組むこと	
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興会や地区社会福祉協議会と連携し、地域住民を対象に、地域福祉活動への参加意識を醸成する講演会のほか、知識や技術の習得を図る研修会、講習会を行うなど、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。
活動の拠点に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動を行う際の話し合いや活動の拠点になるよう公共施設の利用を促進するとともに、活動に携わる人のニーズを把握し、改善に努めます。
情報の発信・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ、ケーブルテレビなど、多様な媒体を活用し、福祉情報を市民がいつでも入手できるよう、情報提供手段の充実に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体やNPOの活動紹介等を行い、活動への参加を促します。
■社会福祉協議会が取り組むこと	
地区社会福祉協議会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会が取り組む、ケアネット活動やいのちのバトン等の地域福祉活動の推進を図ります。 ・市社会福祉協議会広報紙「福祉いみず」等を効果的に活用し、地区社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。
地域福祉活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なボランティア活動のニーズの把握に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを募集する人や事業所等をつなぐ役割を担い、地域福祉活動への参加を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが地域において役割や生きがいを持って活躍できるよう、研修の機会を創出し、地域福祉人材の育成・支援に取り組めます。
情報の発信・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも容易に目的の情報や相談窓口につながるできるよう、市社会福祉協議会広報誌「福祉いみず」やホームページなどの媒体により、地域福祉活動に関する情報を発信し、参加支援に取り組めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興会や自治会・町内会、地区社会福祉協議会等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、有機的な連携の強化を図ります。

民生委員・児童委員活動の環境整備

■市が取り組むこと

- ・ 民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図るとともに、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会の活性化に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員活動をサポートする高齢福祉推進員などの地域福祉の担い手の確保・育成を支援します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ 地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の資質の向上に努めるとともに、民生委員・児童委員活動への市民の理解促進に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員活動が円滑に推進されるよう、保健、医療、福祉、教育関係者や、高齢福祉推進員、認知症サポーター等の地域の福祉人材との有機的なネットワーク強化を図ります。
- ・ 市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、民生委員・児童委員活動をサポートします。

福祉教育の推進・福祉意識の醸成

■市が取り組むこと

人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 小・中学校でいじめをなくす「射水市民五か条」や「射水市子ども条例」を周知するなど、道徳や集会の時間を通して、福祉・人権教育を推進します。・ 総合的な学習の時間の活用をはじめ、ボランティア活動などの体験学習を展開します。
自立に向けたケア意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">・ ソーシャルワークとは、生活課題を抱えた人の相談を受け、必要な支援に導くことですが、社会福祉士等の専門職が専門性を生かして行うものだけではなく、誰もが生活課題を抱えた人に寄り添い、支えるソーシャルワーカーになれるという意識の醸成に努めます。・ 「専門職に任せればよい」「公の責任」という意識ではなく、誰もが生活課題を抱える人を気に掛けて自立をアシスト（手伝い）する役割を担っているという意識の醸成に努めます。
福祉に関するイベント・講演会・講座等の開催	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の福祉意識の醸成のため、イベント・講演会・講座等を開催します。
交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 保育園等の幼児や小・中学生が、老人ホームや障がい者施設を訪問したり、小学校等に高齢者を招くなど、高齢者・障がい者と子どもの交流機会の拡充を図ります。・ 老人ホームや障がい者施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設のイベント等のふれあいの場づくりを支援します。

■社会福祉協議会が取り組むこと	
人権・福祉教育の推進	・教育機関と連携した「心のバリアフリー」を推進し、次世代の地域福祉を担う人材の育成に努めます。
	・子どもだけではなく、誰もが地域社会の一員である意識を持つよう、福祉に関する啓発活動や福祉活動に参加するきっかけづくりを行い、福祉意識の醸成を図ります。
寄附文化の醸成	・地域住民等が主体的に地域の困りごとを解決するための多様な活動の財源として、公的財源のみではなく、民間資金や社会資源の活用・創出のための仕組みを検討します。
	・共同募金運動を推進し、寄附文化の醸成を図ります。

地域振興会等自治組織との連携・協働

■地域が取り組むこと
・地域の生活課題の解決には、地域が主体的に取り組む意識を持ちましょう。

■市が取り組むこと
・地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづくりのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。
・地域振興会が行う地域福祉の課題解決について、柔軟に対応します。
・地域主体で地域福祉活動やまちづくりを推進する仕組みについて検討していきます。

■社会福祉協議会が取り組むこと
・住民一人ひとりが役割と生きがいを持てる地域を目指し、まちづくりの推進役である地域振興会や自治会・町内会と、地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会の相互理解を深め、連携体制の構築を図ります。

ボランティア・NPO活動の推進

■市が取り組むこと	
ボランティア・NPOとの連携・協働の推進	・市民参加による社会づくりを推進するため、ボランティア団体やNPOとの更なる連携や協働体制の強化を図ります。
ボランティア活動推進体制の整備	・多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティアセンターの運営体制を充実し、コーディネート機能の強化を図ります。
	・ボランティア活動に取り組む個人や団体へ、ボランティアセンター登録を促進します。
NPO法人への支援	・NPO法人設立のための経費補助や情報提供などの活動支援を行います。

■社会福祉協議会が取り組むこと	
ボランティア・NPOとの連携・協働の推進	・新たなボランティアの養成やNPOとの協働により、地域福祉活動の活性化を推進します。
ボランティア活動推進体制の整備	・多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティアセンターの運営体制を充実し、コーディネート機能の強化を図ります。
NPO法人への支援	・NPO法人と地域ボランティアとの協働を支援し、地域に根差した活動の活性化に取り組めます。

2 福祉人材の育成

■現状と課題

地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進には、人材の確保と育成、定着支援が欠かせません。

本市では、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、栄養士、保育士、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の専門職員が活躍しており、それぞれの専門性を生かし、市民の多様なニーズに対応できるよう、資質や技術の向上に努めています。

専門職員は、各施設等でのサービス提供にとどまらず、地域住民からの介護や子育て等に関する相談に応じたり、助言・指導を行うなど、地域福祉の推進を支援していく役割を担うことも期待されていることから、より質の高い人材の養成・確保に努める必要があります。

人材の確保・育成・定着支援

■市が取り組むこと	
専門職員の育成・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門職員の育成・充実に努めます。 ・地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるよう、保健・医療・福祉関係専門職員の研修への参加を促進します。
保健・医療・福祉分野の専門職員の連携	・専門職員が有する専門性を生かした複数のサービスを総合的に調整するケアマネジメント能力の更なる向上を目指し、会議や研修会を行い、職員間の連携強化を図ります。
職場環境の整備	・社会福祉施設等において、優秀な人材の確保と定着を図るため、社会福祉事業従事者の雇用環境の向上のための支援を推進します。

福祉職を目指す 人への支援	・ハローワークや市内の福祉関係の事業所と連携し、企業説明会の開催など、福祉職を目指す人と職場のマッチングを進めます。
	・小・中学校における福祉教育の場や生涯学習の場など、様々な機会を通じて福祉の仕事により身近に感じてもらえるよう、情報提供や啓発に努め、福祉人材の確保につなげていきます。
	・保育士や介護福祉士を目指す学生に奨学金を貸与します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

・人口減少・高齢化社会においては、専門福祉人材の確保・育成・定着が重要であるため、関係団体や大学等教育機関との連携・協働の機会を充実し、福祉人材の発掘・養成に努めます。

福祉の仕事の魅力発信

■市が取り組むこと

・全国には新たな事業に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりするなど、先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、人材が集まっている社会福祉法人等があることから、こうした成功事例の情報を発信することで、福祉の仕事の魅力のアピールしていきます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

・児童、生徒、学生等への福祉教育の充実や、福祉を志す学生の実習機会を創出し、福祉の仕事の魅力発信に努めます。

基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」

1 住民主体の活動環境の整備

■現状と課題

急速な少子高齢化が進む中、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を間近に控えて、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健、医療、福祉、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進が急務となっています。

また、国においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この中で、「地域づくり事業」として、本市において「地域支え合いネットワーク事業」を推進しています。

地域支え合いネットワーク事業は、高齢者が社会参加し、地域において自立した日常生活を営むことができる体制を整備するために実施しているもので、住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保し、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう、様々な取組を行うものです。

また、様々な福祉課題を抱える人や一人暮らし高齢者等を地域の数人で構成されるチームで支援する「ケアネット活動」を推進しており、令和元年度のケアネット活動チーム数は221チームとなっています。

地域福祉アンケート調査では、「住民相互の支え合い・助け合いは必要だと思う」と回答した人は94.2%となっており、意識の高さがうかがえます。

今後も、活動を推進し、住民相互の支え合い・助け合いを一層広げていくことが重要です。

☆市民が取り組むこと☆

- 地域の交流活動に積極的に参加して、仲間を増やしましょう。
- 地域の問題をどうしたら解決できるか、仲間と話し合いましょう。
- 日頃からの近所付き合いを大切にしていきましょう。
- 地域の子どもや高齢者、障がい者などを知っておきましょう。
- 困っている人がいたら、自主的に手助けをしましょう。

地域支え合いネットワーク事業の推進

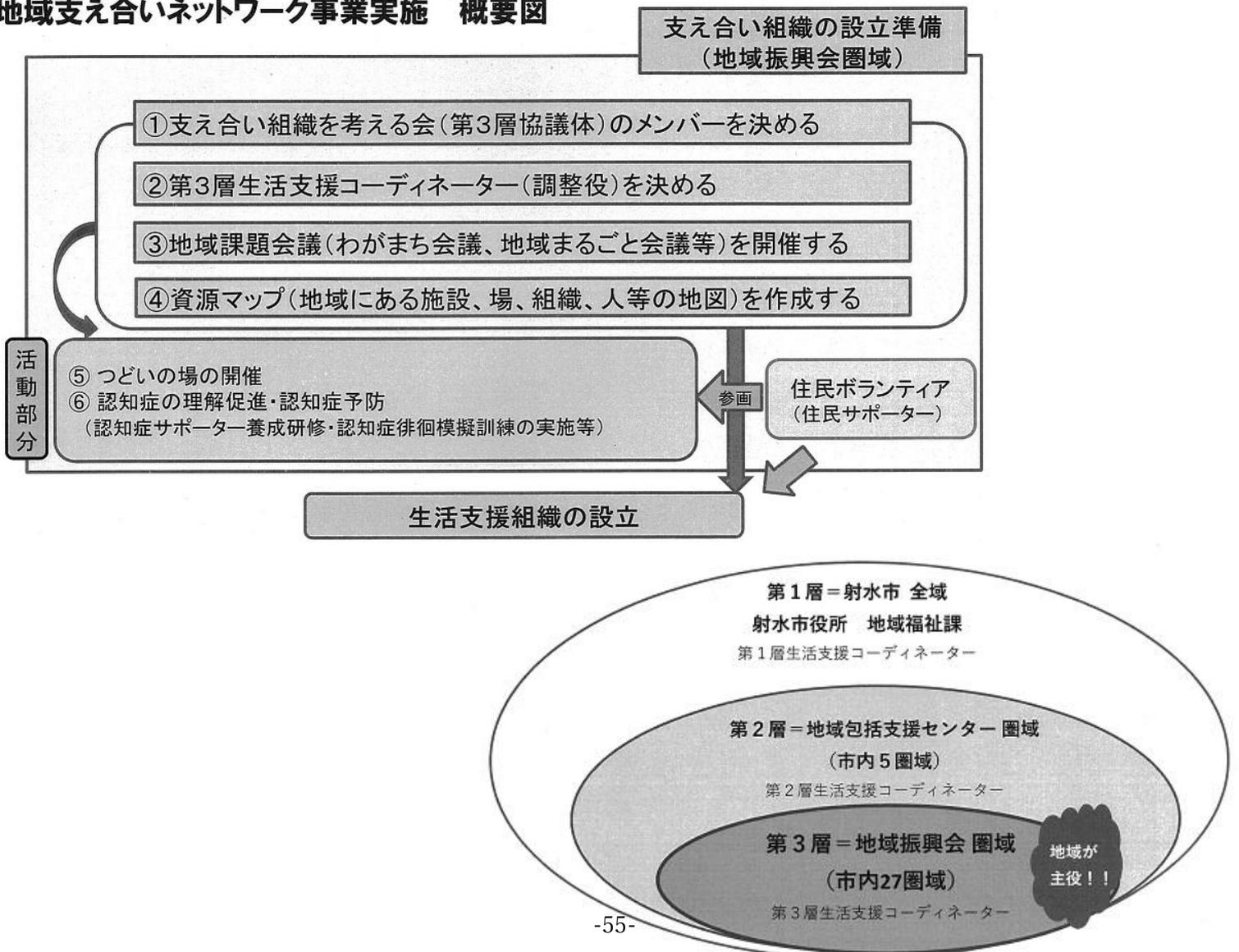
■市が取り組むこと

- ・地域支え合いネットワーク事業の地域振興会圏域全地区での展開を目指します。
- ・地域支え合いネットワーク事業を基盤に、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、高齢者のみならず、障がい者やひきこもりの人のサポートや住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。
- ・事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの機能の一体的実施に努めます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域包括ケアシステムの深化に向けて、各層の生活支援コーディネーターとの日頃からのネットワークを強化し、地域住民による支え合いの生活支援体制づくりの推進に努めます。
- ・第2層生活支援コーディネーター連絡会議や第3層協議体会議等に参画し、市社会福祉協議会が有する地域ネットワークを活用し、市や地域包括支援センター等関係機関との協働による地域支え合いネットワーク事業の推進を図ります。

地域支え合いネットワーク事業実施 概要図



①七美地区

概要 (R2.4.1)

- 人口：1,410人
- 世帯数：543世帯
- 自治会数：8自治会
- 65歳以上人口：527人
- 高齢化率：37.4%
- 第3層生活支援コーディネーター：3人
(地区社会福祉協議会長、地域福祉推進員)

取組の経過

- 平成28年度 地域支え合いネットワーク事業申請
- 平成28年10月 住民型デイサロン「いこいの家」開始
- 平成28年11月 地域課題会議実施
- 平成29年度 地域支え合いネットワーク事業として継続実施

100歳体操・茶話会

開催日：第1～4金曜日
 時間：13:30～15:30
 利用料：200円
 参加者：約55名



歌声喫茶「紅とんぼ」

開催日：第1金曜日
 時間：10:00～12:00
 利用料：200円+300円(昼食代)
 参加者：約20名



ふれあい喫茶

開催日：第2・3金曜日
 時間：10:00～13:00
 利用料：200円+300円(昼食代)
 参加者：約20名



映画鑑賞「チャンネル7」

開催日：第4金曜日
 時間：10:00～13:30
 利用料：200円+300円(昼食代)
 参加者：約35名



キッズサロンの開催

～キッズサロン1～

いこいの家の利用者と地域の子どもたちとの交流を目的に、ゲームやランチを楽しみました。

～キッズサロン2～

流しそうめんやゲームなどの縁日コーナーを設け、交流を図りました。



住民型デイサロン「いこいの家」開催中!

※活動内容は、令和2年1月現在のものです。

移送サービス

希望に応じて「いこいの家」への送迎サービスを実施
 利用料：100円(往復) ※地域振興会で保険料の支払いを行い、運転手を決めて実施

スタッフ会議

月に1回、定期的にスタッフ会議・意見交換を行い、課題が出た際には対応策を話し合っています。

★今後の取組★

地域に住む誰もが地域の福祉に関わり、考えてもらえるような環境づくりを目指し、住民同士の絆(お互いさま)を大切に、活動を続けていきます。

②南太閤山地区

概要 (R2.4.1)

- 人口：3,230人
- 世帯数：1,310世帯
- 自治会数：14町内会
- 65歳以上人口：1,219人
- 高齢化率：37.7%
- 第3層生活支援コーディネーター：2人
(地区社協副会長兼ヘルスポランテニア、元民生委員)

取組の経過

- 平成28年11月 モデル事業申請
- 平成28年12月 アセスメントシート作成
- 平成29年1月 資源マップ作成・地域課題会議実施
- 平成29年4月 住民型デイサロン
「支えあいネット♡みなみ」オープン

※活動内容は、令和2年1月現在のものです。



場所：南太閤山コミュニティセンター
日時：毎週火曜日 13:30~15:30
対象者：65歳以上の南太閤山在住者
参加費：1回 200円

●アコーディオン演奏



●ハーモニカ演奏



季節や行事に合わせた花を飾り、花言葉や特徴を教えられるお花の先生。

個人の趣味や特技を披露。積極性や意欲の高まりを感じます。

●相撲甚句



ボランティアによる「わやわや劇団」が誕生しました。余興はおまかせ！



95歳の二人が出会い、友情を育んでいます。



夫婦で富山に来て3年。ハートみなみという場所で地域とつながることができました。

★第3層生活支援コーディネーターの思い★

オープン当初は皆さん新しい出会いの場に緊張もありましたが、今ではそれぞれが気負うことなく、自然体でサロンを楽しんでいます！

時間をかけて築き上げたネットワークは、これからの地域の力となって笑顔を作り続け、支えていくでしょう。♡みなみが皆さんの心と身体よりどころとして親しまれ、深く地域に根付いていくことを願っています。

ケアネット活動の推進

■市が取り組むこと

・地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実に図るため、地域の関係者と保健・医療・福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。

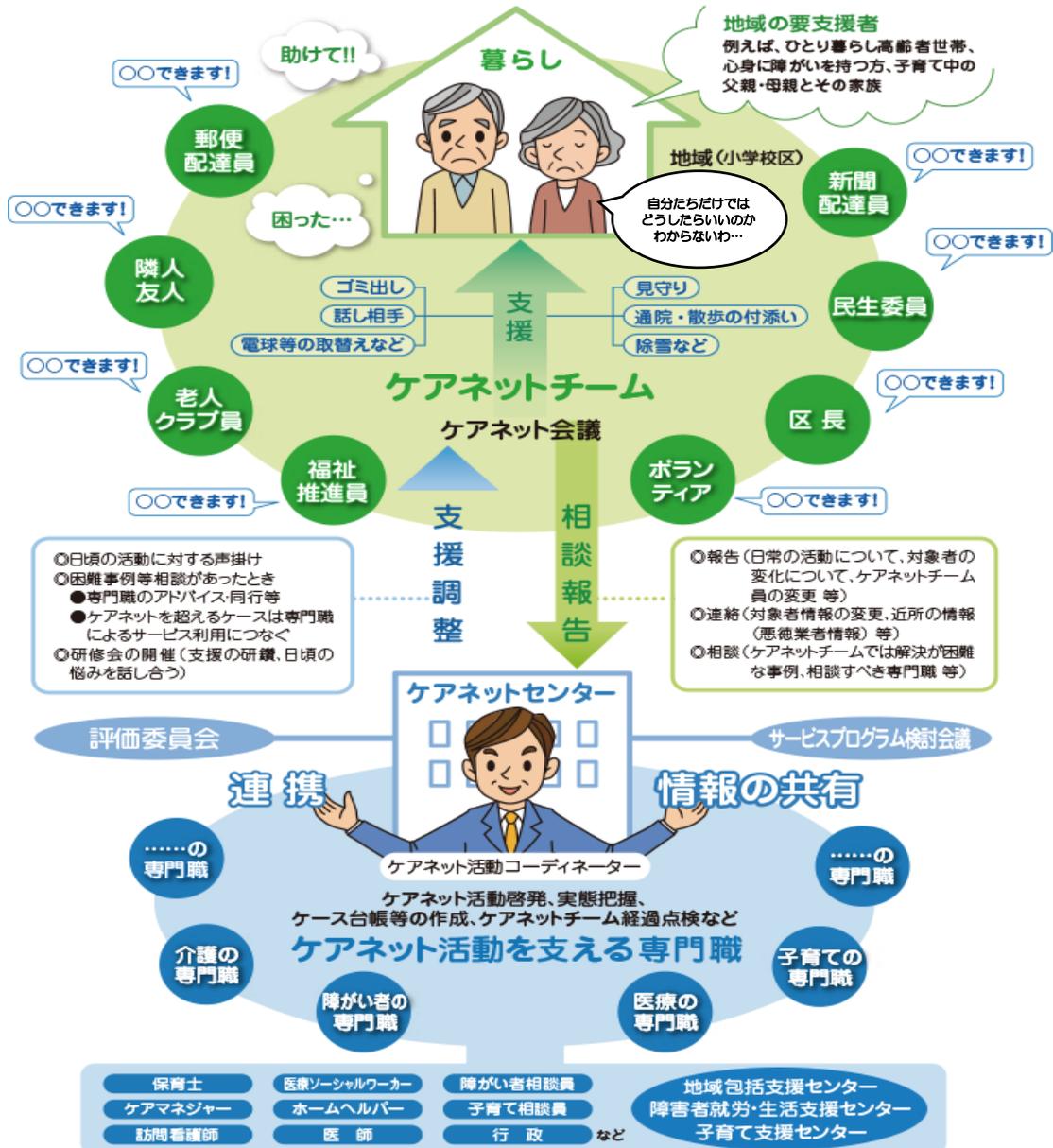
■社会福祉協議会が取り組むこと

・地区社会福祉協議会を中心に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人に対して、地域住民等で構成されるケアネットチームによるケアネット活動を推進します。

・地域振興会や自治会・町内会、老人クラブ等の地域の様々な団体や、高齢福祉推進員、ささえ隊メイト、認知症サポーター等の地域福祉人材との有機的な連携を促進し、ケアネット活動の活性化と活動の担い手の拡充を図ります。

ケアネットチームの構成例

実際のチームは要支援者の課題に応じて構成(3~5名程度)されます。



2 権利擁護の推進

■成年後見制度利用促進基本計画策定に当たって

本市の高齢化率は30%を超え、高齢者のみの世帯も27%を超えています。

これらの状況から、認知症高齢者の増加や知的、精神障がい者等が親世代の高齢化により、社会的孤立状態となってしまう等の課題が懸念されます。

「自分らしく暮らしたい」という思いは誰もが持つ基本的な願いであり、その人らしく暮らし続けることができるよう、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合っていくことなど、権利擁護支援の体制構築が今後ますます重要となってきます。

そうした中、本市においては、呉西6市連携事業により「呉西地区成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を進めています。

国の「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされていることから、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に併せて、今回、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

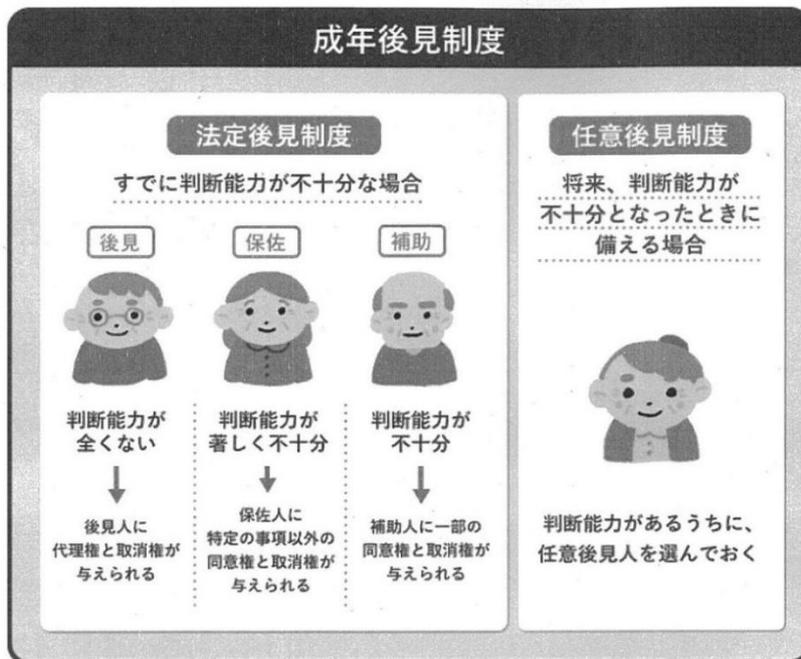
■成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念の観点から、判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人を対象としています。

判断能力の程度に応じて、成年後見・補佐・補助の3つの分類があり、それぞれ成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

今後、認知症高齢者の増加や単身世帯高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられています。

本計画は、判断能力が十分でない人が、成年後見制度の利用が必要なときに円滑、確実に利用できるよう、そして本人の尊厳が保持され、地域で「自分らしい暮らし」を続けられることを目指します。



■成年後見制度における現状と課題

平成31年4月から呉西6市連携事業により中核機関である「呉西地区成年後見センター」が高岡市社会福祉協議会館内に開設されました。

センターでは、成年後見制度の利用に関する相談や後見業務を行っています。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあります。制度が必要と思われる人のセンターでの相談利用につながるよう、更なる普及啓発が必要です。

地域福祉アンケート調査では、「成年後見制度を知っていて利用したい」と回答した人が5.3%となっており、約6割の人が「市民後見人になりたいとは思わない」と回答しています。市民後見人になりたいとは思わない理由としては、「責任が重大だから」が66.1%となっています。

市民後見人とは、一般市民が社会貢献のために養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上で、成年後見人等として活動する人のことで、令和元年度における本市市民の市民後見人バンクへの登録者は13人です。認知症高齢者の増加が見込まれる中で、引き続き育成に取り組み、市民後見人を増やしていく必要があります。

また、必要な人が必要なときに円滑に制度を利用できるよう、その周知・啓発に努め、利用申請時の支援を行う等の利用促進を図ることが必要です。

☆市民が取り組むこと☆

- 市の広報などを読み、成年後見制度について理解を深めましょう。
- 成年後見制度を地域で話題にし、制度を知る人を増やしましょう。
- 成年後見制度を必要とする人がいたら、制度と窓口を紹介しましょう。
- 虐待やDVについて相談できる先、相談機関を知りましょう。
- 地域で異変に気が付いたときには、関係機関へ通報したり、相談したりしましょう。
- 「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にしましょう。

成年後見制度の利用促進

■市が取り組むこと	
「呉西地区成年後見センター」を中核機関とした成年後見制度の利用促進	・中核機関である「呉西地区成年後見センター」は、法人後見受任業務として、判断能力が不十分で成年後見制度の利用を必要とする人の成年後見人等となり、身上監護（各種手続きや福祉サービス契約）や財産管理（日常的金銭管理）、見守りの支援等を行います。
成年後見制度に関する相談会の開催	・呉西地区成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談業務を行います。また、市でも相談窓口の開設（市役所、地域包括支援センター）や専門職による成年後見相談会を行います。
成年後見制度の周知・啓発	・パンフレットの作成や広報での周知により、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
市民後見人の育成	・呉西地区成年後見センターにおいて、市民後見人養成講座及び実務研修を開催し、市民後見人を養成します。そして、講座及び研修を受講された人を「市民後見人バンク」に登録し、「法人後見支援員」として活動してもらい、将来的に個人受任型の市民後見人として活動できることを目指します。
市民後見人育成講座・研修に関する周知	・呉西地区成年後見センターで実施する市民後見人養成講座・実務研修をパンフレットや広報で周知します。

■社会福祉協議会が取り組むこと	
・判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業を通じ、市や地域包括支援センター等関係機関と連携し、成年後見制度の適切な利用促進を図ります。	
・生活困窮や8050問題等の個別支援から、潜在的ニーズの発見に努め、適切な利用促進に努めます。	
・呉西地区成年後見センターや市をはじめ、地域包括支援センター等関係機関と緊密に連携し、権利擁護を推進します。	

■虐待・DVや差別・偏見における現状と課題

高齢者、障がい者、児童などの虐待被害防止及び早期発見・早期対応を図り、防止に関する啓発活動を行うため、関係機関・地域と連携を図りながら、虐待を防止する体制づくりが必要です。

人権問題や障がい者・外国人に対する差別や偏見だけではなく、新型コロナウイルスの感染者やその家族、感染症に関わる人への差別や偏見が問題となる中で、あらゆる差別や偏見を解消する取組を進めていく必要があります。

虐待及びDV防止対策の推進

■市が取り組むこと	
高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者への虐待の防止並びに被虐待者の早期発見、被虐待者及び養護者への支援を実施するための専門職を配置し、高齢者の権利擁護に関する情報提供の充実を図ります。
	・身近な相談窓口である地域包括支援センター等の相談体制の強化を図ります。
障がい者虐待防止対策の推進	・障がい者への虐待の防止、早期発見、被虐待者の保護及び自立の支援、擁護者への支援を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ的確な対応を図っていきます。
児童虐待防止対策の推進	・児童虐待を防止するため、専門的な知識を有した家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談支援事業等を行います。
	・保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
DV防止対策の推進	・DV防止対策に係る機関、団体等と連携し、必要な情報の共有を図ります。
	・DV防止対策啓発のための研修会を開催します。
■社会福祉協議会が取り組むこと	
・児童や高齢者、障がい者に対する虐待やDVの防止対策の啓発に努めます。	
・一人ひとりの権利を擁護するため、市や支援団体等と緊密に連携した一体的支援に努めます。	

差別・偏見の解消

■市が取り組むこと	
人権相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・人は皆、法の下での平等であるという基本理念に立ち、人権尊重の理念を普及・啓発する活動や人権教育を実施します。・人権相談の窓口機能の向上を図るなど人権相談体制の充実に努めます。
障がい者差別の解消	<ul style="list-style-type: none">・障がい者差別解消のため、障がい特性の理解の促進、普及啓発に努めます。
新型コロナウイルス等の感染症に関する差別・偏見の防止	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大している中で、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人への差別や偏見が問題になっています。差別や偏見をなくすための啓発活動を進めます。・新型コロナウイルス等の感染症に関し、「正しく理解し、正しく恐れる」ための情報発信を行います。
LGBTへの理解促進	<ul style="list-style-type: none">・LGBTと言われる人は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。LGBTに関する正しい情報の提供や理解促進のための教育や啓発活動を進めます。
多様性を受け止める意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">・外国人と日本人が同じ地域に住む一員として相互理解を深めるため、交流事業を推進するなど、多様性を受け止める意識の醸成に努めます。
■社会福祉協議会が取り組むこと	
<ul style="list-style-type: none">・専門機関と連携し、多様性の理解を深め、差別のない誰もが互いに認め合う社会づくりの推進に努めます。	



3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

■現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成18年12月に施行されました。

この法律は、高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進を目指すものです。

また、本市では、令和2年3月に射水市バリアフリーマスタープランを策定し、誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進しています。

高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりが求められている中で、本市においても、外出しやすいように、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設、公共施設におけるピクトグラム（サイン）への配慮等、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

☆市民が取り組むこと☆

・「障がい」や「障がい者」について理解を深め、地域にどんな「バリア」があるか、点検してみましょう。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

■市が取り組むこと	
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	・高齢者や障がい者が自由に行動し、社会参加できるように、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を一層推進し、民間施設においても、推進するよう勧奨します。
	・高齢者や障がい者に配慮した、道路の段差解消、点字ブロックの敷設、利用しやすいトイレの設置等により、外出時の安全確保を図ります。
	・街路樹の根等の通行の障害になっている問題箇所を把握し、障害物の撤去や修繕を適宜行います。
ゆずりあいパーキング利用証制度の推進	・車椅子使用者や障がい者など歩行が困難な人が、障がい者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示する「富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度」の周知を図ります。

4 災害時の支援体制の整備

■現状と課題

災害発生時には、高齢者や障がい者などは、必要な情報の入手や自力での避難が困難なことから、被災しやすい弱い立場にあります。

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした教訓を踏まえ、実効性のある避難支援がなされるよう国において平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられ、行政と地域が連携して、被害を軽減するために取り組むこととされました。

近年、台風や大雨等の風水害が全国的に多発している中で、災害時に支援が必要な人の安全を確保することは、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める地域福祉においても、重点的に取り組むべき課題となっています。

地域福祉アンケート調査では、約9割の人が「避難行動要支援者支援制度を知らない」と回答しており、災害の備えに対する意識の向上や環境の整備・拡充が必要です。

令和2年4月1日現在、本市の避難行動要支援者支援制度登録者数は1,393人、災害発生時に障がい者等を受入可能な特別の配慮がなされた避難所である福祉避難所の施設数は54施設となっており、各種取組を展開することで、それぞれ増加を目指していく必要があります。

☆市民が取り組むこと☆

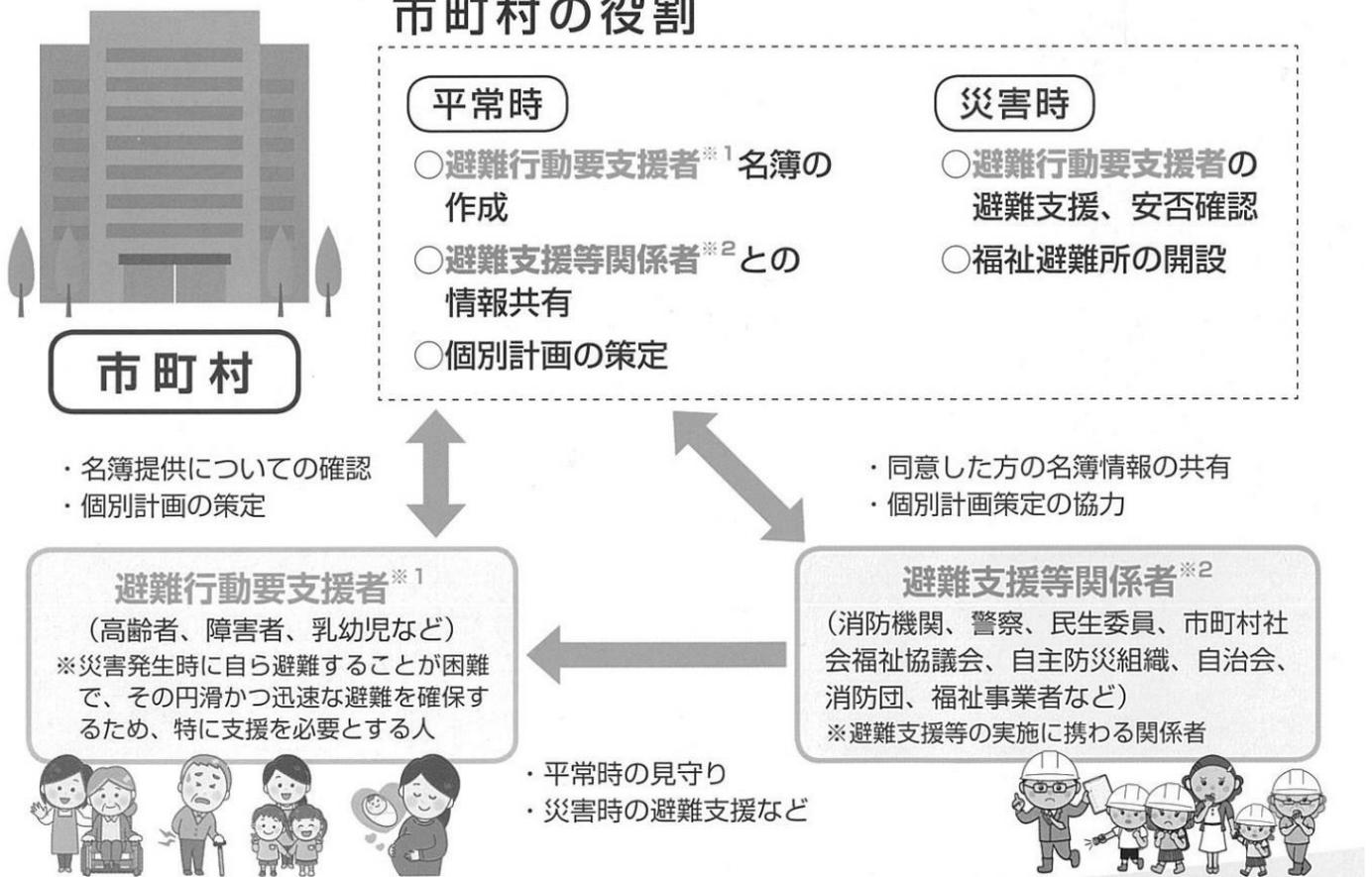
- ・地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織などが協力して、避難行動要支援者を支援する体制を作りましょう。
- ・災害時には、情報の収集や把握、避難などが困難な人に対して声をかけたり、手助けをしましょう。
- ・日頃から、隣近所と災害時の話をしましょう。
- ・平常時から避難先や避難の方法、経路について把握しておきましょう。

避難行動要支援者支援制度の推進

■市が取り組むこと	
避難支援等関係者との連携	・災害時等における要支援者の支援に向け、避難支援の実施に携わる関係者と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努めるとともに、自治会単位での自主防災組織への支援に努めます。
個別計画の策定	・災害発生時の避難支援等を実効性のあるものにするため、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どの経路で、どこに避難するかなどを具体的に記載した「個別計画」の策定に取り組めます。

■社会福祉協議会が取り組むこと	
<p>・市とともに市民へ避難行動要支援者支援制度を周知し、要支援者への災害時支援や日頃からの見守りについて、地区社会福祉協議会や自治会・町内会、自主防災組織などが連携し、災害時に地域で支え合える体制づくりを推進します。</p> <p>・実効性の高い仕組みにするため、登録された支援者のみで支援するのではなく、自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域住民に加え、福祉関係事業者を含めた身近な地域での日頃からの見守り支援体制の強化を図ります。</p>	

市町村の役割

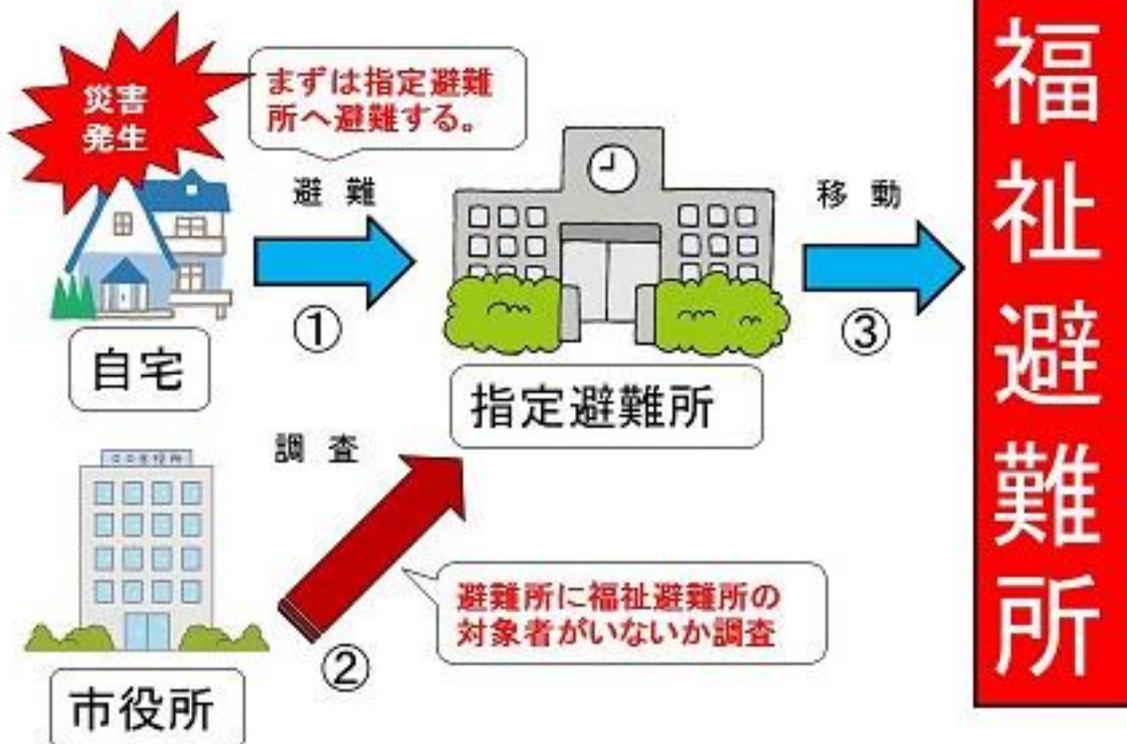


福祉避難所の拡充

■市が取り組むこと

- ・福祉避難所に関して、平常時から知識の普及と周知を図ります。
- ・市内の福祉事業所と災害時における福祉避難所としての使用に関する協定を締結し、災害時に開設できる福祉避難所の拡充を図ります。

【福祉避難所への避難の流れ】



基本目標3「自分らしく生活できる仕組みづくり」

1 包括的な相談支援体制の構築

■現状と課題

「複雑化」「複合化」している課題を持つ人や世帯、制度の狭間となっている新たな課題などへの支援を効果的に進めるためには、分野や公・民の枠を超えて協働していく必要があります。

また、困りごとを潜在化させずに包括的な支援を行っていくためには、情報共有が課題となっています。

国において創設された重層的支援体制整備事業では、市町村に対して「相談支援」（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）とつながりや参加の支援である「参加支援事業」を実施するよう求めています。

地域福祉アンケート調査では、「不安や悩みをどこに相談したらよいか分からない」と回答した人が7.4%となっています。

また、今後市が重視していく必要のある福祉施策で「相談窓口の充実」と回答した人が30.6%となっています。

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止める断らない相談体制の構築が重要です。

☆市民が取り組むこと☆

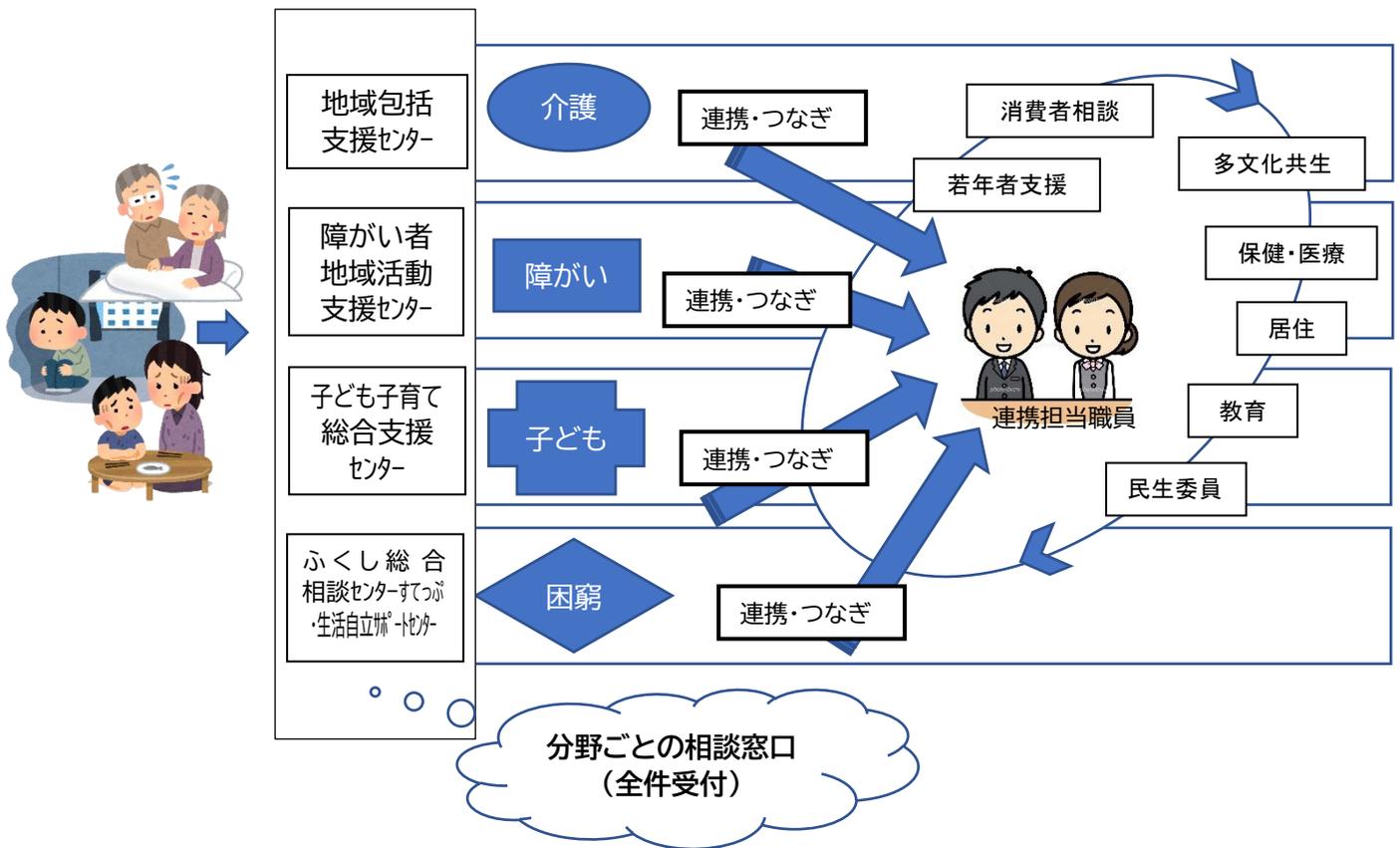
- ・困ったことや分からないことがあったら、周りの人に相談しましょう。
- ・心配ごとや悩みごとを相談できる機関や地区担当民生委員・児童委員の名前について、把握しておきましょう。
- ・心配ごとや悩みごとなどがあった場合は、市の窓口や専門機関に早めに相談しましょう。

断らない相談体制の整備

■市が取り組むこと

- ・「複雑化」「複合化」している課題や制度の狭間の課題等を、多機関が協働して断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築します。
- ・個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援等の“出口支援”や、訪問による見守りなど本人に寄り添った丁寧な伴走支援体制の確保のための取組を実施します。

【断らない相談支援のイメージ】



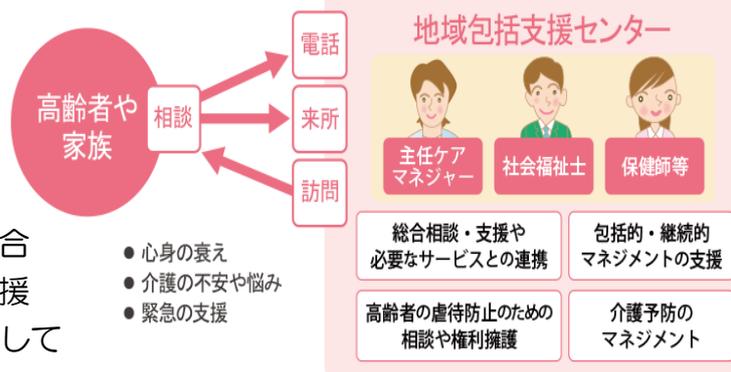
■社会福祉協議会が取り組むこと

- ・「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心に、ボランティアセンターやケアネット活動と連携し、多機関協働による年齢や対象を問わない「全世代型・全対象型」の地域包括支援体制づくりを目指します。
- ・支援を必要とする人や、様々な地域の困りごとを地域の関係者との連携により早期に把握するため、「コミュニティソーシャルワーカー」の配置を目指し、地域と専門職のつながりを強化し、支援関係機関との協働による包括的相談支援体制づくりに努めます。

■相談窓口の紹介

地域包括支援センター

いつまでも自分らしく
住み慣れた地域で暮らして
いけるよう、高齢者本人は
もとより、家族や地域の人
などが様々な相談ができる総合
相談窓口として、地域包括支援
センターを市内5か所に設置して
います。



- 心身の衰え
- 介護の不安や悩み
- 緊急の支援

障がい者地域活動支援センター

障がい者が気軽に相談でき、日中の様々な活動や
社会との交流を促進するための事業で、市内4か所
で実施しています。

相談支援は、障がい者やその家族、地域の人など
から、福祉サービスの利用、日常生活、就労・進路
に関する相談など無料で行っています。また、料理
やカラオケ、バーベキュー、スポーツ観戦など事業
所ごとに楽しい活動を企画しています。



あいネットいみず

子ども子育て総合支援センター (キッズポートいみず)

子育て支援を行う総合支援施設として、子ども
悩み総合相談室や子ども発達相談室など、子ども
に関する総合的な窓口として機能するとともに、
母子総合相談室を開設し、妊娠・出産・子育て期
にわたり切れ目のない相談・支援をしています。



ふくし総合相談センター すてっぷ

市社会福祉協議会内に設置されている
各種相談事業（生活困窮者自立支援、ひ
きこもり支援、日常生活自立支援、生活
福祉資金貸付）が一つになった、ワンス
トップ型の相談窓口です。



2 全庁的な体制整備

■現状と課題

「複雑化」「複合化」している様々な課題に的確に対応していくために、所管部局のいわゆる「縦割り」に縛られることなく、関連部局が横断的に連携・協力することが必要です。

庁内の部局横断的な連携体制の整備

■市が取り組むこと

・福祉保健部内の各専門職及び社会福祉協議会相談支援担当者が、互いの知識・技術を生かし合い支援能力を高め、横断的なネットワークを強化する「福祉保健部事例検討会（つなぐミーティング）」を定例的に開催します。

・福祉保健部内で連絡会議を定期的で開催し、認識の共有及び連携の強化に取り組んでいます。将来的には、地域の支え合い組織から集約された地域課題を協議する、第一層協議体からの問題提起を全庁横断的に開催する連絡会議で協議することで、市全体での課題や認識の共有を目指します。

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や食育の推進等、事業の推進において横断的な連携が必要な場合は、庁内ワーキンググループを設置するなど、ニーズに迅速かつ的確に対応できる推進体制を確立します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

・地域生活課題を抱える人を内包的に支援していくため、市福祉保健部が主催する「福祉保健部事例検討会（つなぐミーティング）」に積極的に参加し、職員の実践力向上を図るとともに、市職員と顔の見える関係づくりを強化し、地域福祉の推進を図ります。

3 制度の狭間の課題解決

■現状と課題

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の狭間に陥り、生きにくさを抱えて暮らす人々が存在しています。

急速に少子高齢化が進行する中、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、同時期に「育児」と「介護」の両方に直面する「ダブルケア」や、大人が担うような責任を引き受け、親や祖父母の介護や、兄弟姉妹の世話を当たる18歳未満の子ども「ヤングケアラー」は、大きな問題になっています。

近年、適正な管理が行われていない空き家や耕作放棄地等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全のための対応が必要です。

また、いわゆる「ごみ屋敷」問題も制度の狭間の課題といえますが、問題が発生する背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な要因があります。

地域福祉アンケート調査でも、「家族や親類にひきこもりがいる」と回答した人が8.6%、「ダブルケアの経験がある」と回答した人が12.3%と、制度の狭間の課題を抱える人が一定数いることがうかがえます。

そのため、こうした人々の支援体制として、地域住民や行政、社会福祉協議会等が一体となって、課題解決を目指す地域福祉の推進が求められています。

☆市民が取り組むこと☆

- ・ひきこもり支援に関心のある人は、ひきこもりサポーターになりましょう。
- ・認知症の人への理解を深めましょう。
- ・生活困窮者自立支援制度への理解を深めましょう。
- ・地域における生活困窮者の把握、見守り、自立相談支援機関との連携を図りましょう。

ひきこもり支援の推進

■市が取り組むこと

- ・ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進するための施策の検討やサポート事業の効果検証、関係機関との連携強化等を図ります。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- ・「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」の周知を図り、ひきこもり状態にある人やその家族に寄り添い、一人ひとりに合わせた参加支援に取り組めます。
- ・ひきこもり状態にある人やその家族のため、専門相談会の開催や居場所づくりに取り組めます。
- ・ひきこもりに関する正しい理解を広めるため、ひきこもりサポーターを養成します。
- ・支援関係機関とのネットワークの強化を図ります。

生活困窮者の自立支援

■市が取り組むこと	
生活困窮者への支援	・ 支援を必要とする人が制度につながるよう、生活困窮者自立支援制度やその支援内容について、市の広報やホームページなどの媒体や関係機関との連携により、市民に周知を図ります。
	・ 生活保護に至る前の早期段階から支援できるよう、また、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に提供できるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
	・ 借金の返済等により毎月の収入を上回る支出があり、生活が苦しい人に、家計での困りごとを一緒に考え、解決に向けた支援を行います。
居住の支援	・ 離職等で住居を失った、又は失うおそれのある人に、求職活動期間中の家賃補助を行います。
就労の支援	・ これまでの経験等を踏まえて無理なく長く仕事を続けられるようにするため、ハローワークと連携しながら早期就労に向け支援を行います。
	・ 長年働けずにいる、又は働いたことがないなど、直ちに一般就労することが難しい人に、就労に向けた段階的な支援を行います。

■社会福祉協議会が取り組むこと	
・ 生活困窮や社会的孤立状態にある人や、表出していない課題も含め複合化した課題を有する人、就労に困難を抱える人へ、段階に応じて適切にサポートします。	
・ 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携により、支援を必要とする人の早期発見に努めます。	
・ 自立支援策として、生活福祉資金貸付事業や、ハローワークと連携した就労支援、弁護士会と連携した司法相談支援、フードバンクと連携した緊急食糧支援等に取り組み、支援関係機関のネットワーク強化を図ります。	
・ 地域における社会的孤立の防止に努め、共生の地域づくりを推進します。	

ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援

■市が取り組むこと

・ダブルケアに直面する人（ダブルケアラー）やヤングケアラーの負担感を軽減し、育児や介護、兄弟姉妹の世話等に前向きに取り組めるよう支援するため、市の広報やホームページなどの媒体を通じた情報提供や相談窓口の充実、関係機関との連携強化を図ります。

■社会福祉協議会が取り組むこと

・地域住民や訪問機会のある福祉サービス事業者等との連携を密にし、地域ケア会議等を通じて関係者間での早期発見・支援の体制づくりに努めます。

空き家・ごみ屋敷対策の推進

■市が取り組むこと

空き家対策の推進	・空き家等の未然防止並びに発生後の適切な管理について、市の広報やホームページを活用し情報提供を行うほか、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対する働きかけ・相談受付体制の強化に努めます。
ごみ屋敷対策の推進	・管理不全状態の空き家等に対しては、市の関係課や関係機関と連携し、所有者に建物等の利活用や除却を促すなど、さらなる悪化を引き起こさないよう対策を講じます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

・社会的孤立や経済的困窮等を背景とした、生活や住居に配慮を要する人の住まいの確保や衛生環境の整備のため、市担当部局や関係機関等との分野横断的な支援体制の構築に努めます。

4 更生支援の推進

■地方再犯防止推進計画策定に当たって

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

しかし、こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

とりわけ、支援に当たっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要です。

平成28年に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勧告し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたことや、市としても地域共生社会の実現のために、犯罪や非行をした人の更生支援を推進していく必要があることから、今回、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に併せて、地方再犯防止推進計画を策定しました。

■現状と課題

地域福祉アンケート調査では、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」と回答した人は17.6%となっています。

そして、立ち直りに協力したいと回答した人のうち32.0%が協力したい内容が「わからない」と回答しており、更生支援に対する理解は高くありません。

更生支援についての理解と協力を進め、再犯防止や犯罪をした人の社会復帰につなげていくことが重要です。

☆市民が取り組むこと☆

- ・犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくしましょう。
- ・保護司等の更生保護ボランティアの活動を理解しましょう。
- ・更生保護のボランティア活動に意欲のある人は、活動に参加しましょう。

更生支援の推進

■企業・事業所が取り組むこと

- ・犯罪や非行をした人の雇用に協力し、社会復帰を支援しましょう。

■市が取り組むこと

更生支援の取組への理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会の中で孤立せずに生活できるように、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動などを推進し、更生支援の取組の必要性についての周知と啓発に努めます。 ・薬物依存に関する正しい理解が広がるように、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。 ・保護司や更生保護女性会などの民間の更生保護活動を一層周知することにより、活動への支援を推進します。 ・地域での活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、協力体制づくりなどに努めます。
社会復帰を進めるための連携と支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り活動や居場所づくりの活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある、犯罪や非行を起こしにくい地域づくりを支援します。 ・貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自立支援事業等を活用した支援を行います。 ・障がいや認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることも踏まえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。 ・学校等と連携し、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。 ・ハローワーク等の関係団体と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。 ・生活の基盤となる住居確保のため、公営住宅の活用、入居のための支援などの取組を、高齢者、障がい者、生活困窮者などの住まいの確保のための支援と連携して推進します。 ・薬物依存からの回復支援を必要とする人が適切な支援につながるように、相談窓口の周知に努めます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

更生支援の取組への理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会等関係団体と協働し、更生保護活動の周知を図ります。 ・経済的困窮や社会的孤立を防止するため、地域の関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業等による支援を行います。
----------------	---

<p>社会復帰を進めるための連携と支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする犯罪をした人に対し、NPO法人や地域の関係団体と連携し、地域で生活するために必要な保健・医療・福祉サービス、住まい、就労、生活困窮等の適切な支援に努めます。
----------------------------	---

5 福祉分野以外との連携

■現状と課題

高齢者や障がい者の社会進出が進む中で、より活力ある暮らしや活動を行うためには、福祉以外の様々な分野と連携を進める必要があります。

近年では、障がい者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である農福連携(農業と福祉の連携)が注目されています。

農福連携の取組は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながります。

また、商福連携(商業と福祉の連携)は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出以外にも、買い物難民支援や空き店舗・空き家の活用等、地域の課題解決につながる取組といえます。

令和2年2月に開館した救急薬品市民交流プラザ(いみず市民交流プラザ)は、射水市社会福祉協議会と射水市商工会が入居するなど、福祉と商業の連携のためのプラットフォームが築かれており、これを生かした連携が望まれています。

農業・商業と福祉の連携

■市が取り組むこと

・連携推進に当たり、農業側、商業側、福祉側それぞれの理解を深めるための啓発や他自治体での取組等の情報収集に取り組みます。

・地域におけるひきこもりの人や障がい者等の社会参画のための農福連携・商福連携の取組を支援します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

・福祉分野以外の団体や企業等との相互理解を促進する機会を創出し、分野を超えた連携・協働のまちづくりを推進します。

・農業の後継者不足に対する福祉との連携の在り方について、関係団体等と検討する機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりに努めます。

・企業の社会貢献活動の展開や、地域福祉活動に参画できるように、民間活力との協働による地域福祉の推進を図ります。

公共交通との連携

■市が取り組むこと	
高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・高齢者ドライバーが加害者となる交通事故の減少を図るため、高齢者で自動車の運転に不安がある人に運転免許証の自主返納を促します。・乗車体験会やオーダーメイドの時刻表の作成など、モビリティ・マネジメントの取組を通じて公共交通の利用を促し、自動車に依存したライフスタイルからの脱却を図ります。
移動手段の支援	<ul style="list-style-type: none">・高齢者や障がい者等の移動手段の確保のため、引き続き福祉交通のサービスを提供します。・地域住民が主体となった許可・登録を要しない互助による輸送の導入に向けた支援を検討します。・市民と施設をつなぐ新たな地域交通「べいぐるん」の活用等により、高齢者等の外出機会の促進を図ります。

べいぐるん

新湊地区のベイエリアにおいて、市民と施設をつなぐ新たな地域公共交通として期待されている電気三輪自動車です。



6 福祉サービス事業者への支援

■現状と課題

様々なニーズに対応した多様な福祉サービスを提供できるように、サービスの供給主体である事業者への支援が必要です。

また、全ての社会福祉法人は、社会福祉法により、その高い公益性にかんがみ、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努める責務が課されていることから、多様な福祉サービスの担い手として期待されています。

中でも、射水市社会福祉協議会は、地域の最前線で様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、創意工夫をこらした独自の事業にも取り組んでいます。

しかし、地域福祉アンケート調査では、「射水市社会福祉協議会の活動を知らない」と回答した人が84.5%となっており、社会福祉協議会の認知度の向上に合わせて、機能強化を図っていく必要があります。また、48.1%の人が福祉サービス等の充実を求めています。

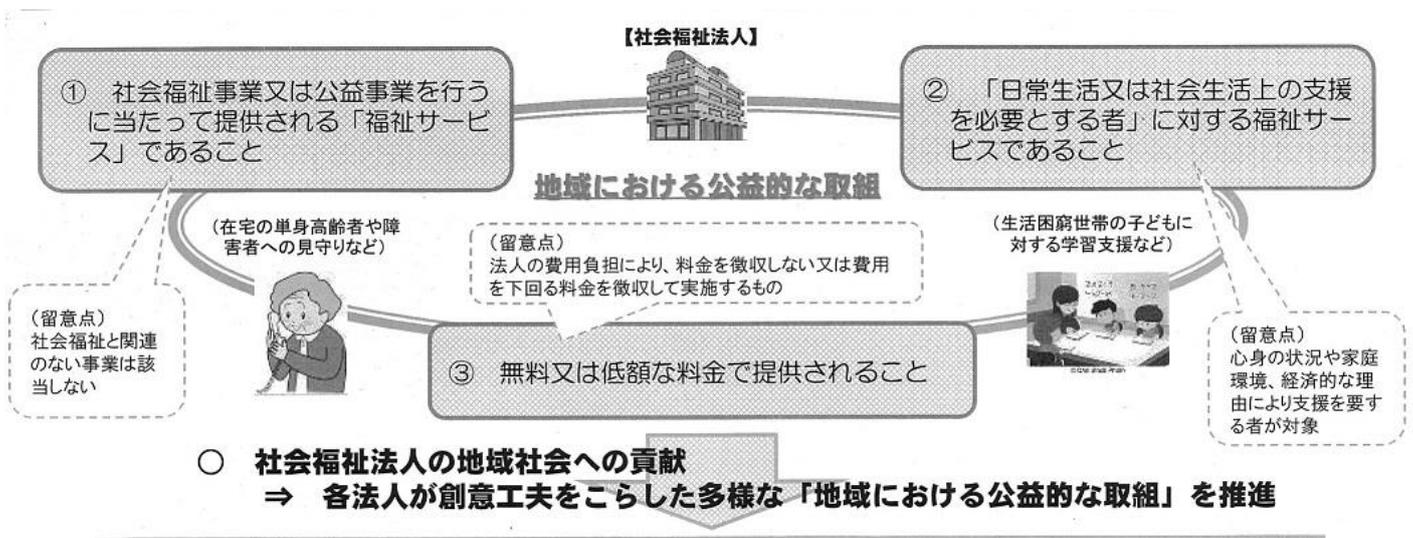
必要なときに必要なサービスや支援が提供できるようにするため、既に事業を展開している事業者への支援や新しい事業者の参入促進など、事業者への支援の充実が必要です。

☆市民が取り組むこと☆

- ・ 広報紙「福祉いみず」などを通じて、市社会福祉協議会の活動内容を知りましょう。
- ・ 市内の福祉団体とその活動内容について理解しましょう。
- ・ 地域包括支援センターが行っている支援内容を把握しましょう。

地域における公益的な取組の推進

- 社会福祉法人が取り組むこと
 - ・ 福祉ニーズに対応した公益的な取組を実施し、望まれる福祉サービスを提供しましょう。
- 市が取り組むこと
 - ・ 各社会福祉法人において、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら、法人の創意工夫による多様な地域貢献活動が行われるように、法人への働きかけを行い、地域における公益的な取組を促進します。
- 社会福祉協議会が取り組むこと
 - ・ 支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭などへ、適切な支援策を見出すため、市内の社会福祉法人とのネットワークの構築を目指します。



地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

事業者の参入促進・育成支援

■市が取り組むこと

- ・市内で不足しているサービスや今後促進していきたいサービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進します。
- ・市が実施する福祉サービスについて、社会福祉法人や企業等の適切な担い手への委託、事業移譲等を検討します。
- ・対話（サウンディング）型市場調査等により、民間事業者から広くアイデアを募りながら、民間活力の導入を図ります。
- ・年齢や障がいの有無を問わず誰もが交流し、居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりに取り組む社会福祉法人等を支援します。

社会福祉協議会の機能強化

■市が取り組むこと

- ・地域福祉活動の中心的な役割を担う社会福祉協議会及び市内全27地域の地区社会福祉協議会の機能及び体制の充実・強化に努め、拡充を図ります。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域づくりを推進するため、組織、財政などの基盤強化を図ります。
- ・広報紙「福祉いみず」やホームページ等を活用し、社会福祉協議会の役割を市民に広く周知するとともに、地域とのつながりを強化し、認知度の向上を図ります。
- ・市と緊密に連携し、地区社会福祉協議会の運営及び活動の支援に努め、地区社会福祉協議会の活性化を促進します。
- ・災害時における「災害ボランティアセンター」の設置・運営に当たり、平時から市担当部局と緊密な連携を図ります。

救急薬品市民交流プラザ（いみず市民交流プラザ）

小杉地区に令和2年2月にオープンした救急薬品市民交流プラザ（いみず市民交流プラザ）は、誰もが気軽に立ち寄れる市民交流拠点として、世代を超えて親しまれている施設です。

射水市社会福祉協議会や射水市商工会など5団体が入居しており、地域の様々な課題を共有し、互いの強みを生かしてともにまちづくりに取り組んでいます。

